

## 2026年3月 適用金利のお知らせ

お申し込み時の金利ではなく、実際にお借入れいただく月（引渡し日の属する月）の金利が適用されます。

### 【フラット35】と【フラットプラスローン】との組み合わせにより、 フラット35は“9割以下”の金利でお借り入れ可能

固定金利 9割		K・Assistフラット35		(新機構団信付き)	
ご融資期間	金利	融資手数料 (税込)			
20年以下	年 <b>1.920</b> %	融資額×			
21年～35年	年 <b>2.250</b> %	<b>2.20</b>	%		

変動金利 1割		K・Assistフラットプラスローン			
ご融資期間	金利	融資手数料 (税込)			
35年以下	年 <b>3.300</b> %	融資額×	<b>1.10</b>	%	
		(最低手数料: 55,000 円)			

フラット35（融資率9割以下）とプラスローン併用により10割迄ご融資が可能です

固定金利 10割		K・Assistフラット35			
ご融資期間	金利	融資手数料 (税込)			
20年以下	年 <b>2.030</b> %	融資額×			
21年～35年	年 <b>2.360</b> %	<b>2.20</b>	%		

K・Assistフラット35 つなぎローン					
タイプ	金利	融資手数料 (税込)			
Aタイプ	年 <b>3.500</b> %	<b>110,000</b>		円	
Bタイプ (2022年8月8日以降申込受付分より)	年 <b>2.750</b> %	<b>154,000</b>		円	

上表の借入金利は新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。加入する団体信用生命保険の種類に応じて借入金利は異なります。

#### 団信種別によるフラット35の金利増減

新団信(ペア連生団信) の場合	金利年+0.18%
新3大疾病付団信の場合	金利年+0.24%
健康上の理由やその他事情により団体信用生命保険に加入されない場合	金利年▲0.20%

お客さまに万一のことがあった場合、団体信用生命保険に加入していないと【フラット35】の残債務を返済する義務が残ります。相続が発生した場合には、債務を相続した方に返済していただくことになり、ご家族に負担を残す可能性があります。健康上の理由以外の事情で団体信用生命保険に加入しないご予定の方は、ご家族と十分にご検討いただきますようお願いいたします。

## 商品概要

	フラット	プラス	つなぎ
<b>申込要件</b>	次の条件をすべて満たす方 (1)申込時の年齢が満70歳未満かつ約定返済時年齢が満80歳未満の方(親子リレー返済を利用される場合は満70歳以上の方でも申込みいただけます。)(2)安定した収入のある方(3)日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方(4)年収に占めるすべての借入(住宅ローンを含む)の年間合計返済額の割合(＝総返済負担率)が次表の基準を満たす方[年収400万円未満の方は30%以下、400万円以上の方は35%以下](5)以下の①から④までのすべての要件に当てはまる方ひとりの収入を合算することができます。 ①申込みご本人の親、子、配偶者など ②申込時の年齢が満70歳未満の方 ③申込みご本人と同居する方 ④連帯債務者になる方※借入対象となる住宅またはその敷地を共有する場合は、申込みご本人が共有持分を持つなどの要件があります。【借換えの場合】借換対象となる住宅ローンの債務者と借換融資の申込人が同一であり、申込時における返済実績が1年以上で、かつ直近1年間(12回分)の返済状況が良好な方  フラット35とフラットプラスローンを同時に申込みできる方		次の条件をすべて満たす方 (1)当社の【フラット35】等に申込みいただいた方で住宅金融支援機構の買取仮承認を取得された方 (2)住宅金融支援機構の住宅融資保険の利用が可能な方
<b>資金使途</b>	申込みご本人またはそのご親族の方がお住まいになる新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金または住宅ローンの借換えのための資金 ※購入資金には住宅金融支援機構が定める諸費用も含まれます。 ※セカンドハウスの建設・購入資金も含まれます。  【対象外の資金使途】(1)住宅金融支援機構の財形住宅融資との併用(2)抵当権設定ができない仮換地(3)買戻権が登記されている場合(4)転借地		住宅建築過程に必要な下記の資金 (1)土地取得資金(2)建物契約金(3)着工金(4)中間金(5)中古住宅購入資金 ※他社の【フラット35】等の「つなぎ資金」としては利用できません。※中古住宅購入資金は【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)を申込みした場合のみ「つなぎ資金」として利用できます。
<b>借入対象となる住宅</b>	(1)住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 (2)住宅の床面積が次の基準に適合する住宅、一戸建て、連続建ておよび重ね建て住宅の場合：70㎡以上、共同住宅(マンションなど)の場合：30㎡以上 ※敷地面積の要件はありません。		
<b>借入額</b>	100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内となります。 ※土地取得費の借入を希望する場合は、その費用も建設費に含まれます。 ※店舗・事務所などの非住宅部分は借入対象外となります。	50万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内となります。 ※先行・分割交付は行っていません。 ※土地取得費の借入を希望する場合は、その費用も建設費に含まれます。 ※店舗・事務所などの非住宅部分は借入対象外となります。	300万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、住宅金融支援機構の買取仮承認金額以内となります。 (1)土地取得資金：売買契約金額の100%以内(2)建物契約金：請負契約金額の10%以内(3)着工金：(2)との合計が請負契約金額の40%以内(4)中間金：(2)(3)との合計が請負契約金額の80%以内※第1回目の「つなぎ資金」を利用する場合は、融資手数料など諸費用の一部を借入の対象とすることができます。
<b>借入期間</b>	15年(申込みご本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年)以上、かつ次の(1)または(2)のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。 (1)「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切上げ)」の年数 (2) 35年	1年以上35年以下で次の(1)または(2)のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。 (1)「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切上げ)」の年数 (2) 35年	第1回目の「つなぎ資金」の実行日から原則12か月以内で、かつ【フラット35】等の実行日までとなります。
<b>借入金利</b>	全期間固定金利(実行時の金利が適用) ※借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて借入金利が異なります。	変動金利(実行時の金利が適用) ※実行後の金利見直しは、毎年4月1日(同年7月返済分から適用)と10月1日(翌年1月返済分から適用)の年2回となります。	固定金利※2回以上に分けて借入れをする場合も第1回目の実行時の金利が適用されます。
<b>返済方法</b>	元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払いを選択できます。※6か月ごとのボーナス返済も併用できます(借入額の40%以内[1万円単位])。※口座振替日は毎月6日で、約定返済日は毎月14日です(金融機関が休業の場合は翌営業日)。	元利均等返済毎月払い※6か月ごとのボーナス返済も併用できます(借入額の40%以内[1万円単位])。※口座振替日は毎月6日で、約定返済日も毎月6日です(金融機関が休業の場合は翌営業日)。	[元金]元金据置一括返済 [利息]元金返済日に一括の後払い、期限一括返済(当社【フラット35】等の実行金による一括返済となります。)
<b>担保</b>	借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。※抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)を負担いただきます。	借入対象となる住宅およびその敷地に、当社を抵当権者とする第2順位の抵当権を設定していただきます。※抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)を負担いただきます。	原則不要(抵当権設定を求める場合があります。)
<b>保証人・保証料</b>	不要		(1)保証料不要(2)【フラット35】等の申込みで、連帯債務者となる方は、連帯保証人になっていただく必要があります。
<b>団体信用生命保険</b>	申込みご本人または連帯債務者が加入いただけます。連帯債務のご夫婦の場合はペア連生団信も申込み可能です(別途保険会社による審査があります)。	申込みご本人または連帯債務者のどちらかが加入いただけます(別途保険会社による審査があります)。	加入できません。
<b>火災保険</b>	返済終了までの間、借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。		
<b>遅延損害金</b>	年14.5%(年365日の日割計算)		
<b>実質金利</b>	15.0%以内		
<b>融資手数料</b>	融資額の2.0%+消費税	融資額の1.0%+消費税(最低手数料:50,000円+消費税)	Aタイプ:100,000円+消費税 Bタイプ:140,000円+消費税※第1回目の「つなぎ資金」の実行金から差し引きによる一括返済となります。
<b>繰上返済手数料</b>	不要	(1)一部繰上返済手数料:5,000円+消費税※最低金額は30万円以上からとなります。(2)全額繰上返済手数料:10,000円+消費税	手数料不要。全額繰上返済は可能ですが、一部繰上げ返済はできません。

審査の結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合もございます。貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

株式会社カシワバラ・アシスト  
 〒108-0075東京都港区港南1丁目2-70 品川シーズンテラス18階  
 登録番号 関東財務局長(7)第01433号



日本貸金業協会会員 第002761号

<https://www.kashiwabara-assist.co.jp>  
 03-5782-7930(代表)

### 【指定紛争解決機関】

名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号	0570-051-051 または 03-5739-3861
受付時間	月曜～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く)